

「医療的ケア児の教育のための、訪問看護及び居宅介護の特区における規制緩和」  
に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項に対する回答

1. 現行の法律制定時には想定されていなかった医療的ケア児への対応のために、「居宅」は、病院以外（学校も含む）と解釈すべきと考えるが、見解を示すこと。

(答)

【公的医療保険制度】

- 我が国の公的医療保険制度においては、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、具体的には、保険医療機関等における医療サービスのほか、居宅で療養を行っている患者に対する訪問診療等による医学的管理や訪問看護等が保険給付の対象となっている。
- 訪問看護に関する給付については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが、指定訪問看護事業者より訪問看護を受けた時に、保険者が必要と認める場合に限り訪問看護療養費が支給されるものである。訪問看護の給付は、通院等が困難な者に対するものであって、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付の対象とすることは、健康保険法等の想定するところではない。
- 居宅における訪問看護と、訪問看護を用いた外出時の支援とは、その目的、実施される内容や、実施にかかる時間・費用等のいずれの面でも、その性格を大きく異にするものである。ご要望のように、訪問看護に関する公的医療保険の給付を外出に対する支援に拡大することについては、公的医療保険の給付の在り方に関わるものであり、大きな財政負担を伴うものであることから、解釈上の課題とすることはできないものである。
- 公的医療保険制度は、公費及び国民が支払う保険料を財源として法律に基づく給付を行うものであるところ、御指摘の解釈は、当該条項の文言及び制定趣旨と整合性を持たず、法律に基づく解釈とはいえないことから、適切ではないと考えている。

【障害福祉制度】

- 障害福祉における居宅介護については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項において、障害者等について、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護などの便宜を供与することと規定されている。
- 居宅介護に関する給付については、自治体から支給決定を受けた障害者や障害児が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）を満たした指定居宅介護事業所において指定居宅介護の提供を受けた場合に限り、介護給付費が支給されるものである。

- 居宅介護は、障害者や障害児が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する事業であり、居宅以外の介護を介護給付費の対象とすることは、障害者総合支援法の想定するところではない。
- また、現在でも自費によるヘルパー派遣についての規制はないところ、御要望のように、居宅介護に関するサービスの提供場所を拡大することについては、介護給付費の支給の在り方に関わるものであり、大きな財政負担を伴うものであることから、解釈上の課題とすることはできないものである。
- 障害福祉制度は、公費を財源として法律に基づく給付を行うものであるところ、御指摘の解釈は、当該条項の文言及び制定趣旨と整合性を持たず、法律に基づく解釈とはいえないことから、適切ではないと考えている。

※「居宅」に関する解釈について

健康保険法及び障害者総合支援法以外の法律においても「居宅」に学校や通学時を含んでいる例はない。また、広辞苑（第6版）においても「居宅」は「いつも住んでいる家」とされており、健康保険法及び障害者総合支援法の「居宅」に学校も含んだ病院以外の場所を含むとの解釈は困難ではないかと考えている。

2. 増加傾向にある医療的ケア児が適切に教育を受けられる支援制度を設計していくため、特区において、文部科学省とともに省庁横断的に実証を実施すべきと考えるが、見解を示すこと。

(答)

- 医療的ケアを要する児童・生徒が適切に教育を受けることができるよう、現状における課題を明らかにした上で、文部科学省など関係省庁が連携して、各地方自治体における支援体制構築のための必要な措置について検討を行うべきであると考えている。

3. 往診について、診療自体は居宅でなくとも保険で対応すべきと考えるが、見解を示すこと。

(答)

- いわゆる「往診」に対する診療上の評価としては、患家の求めに応じて臨時に行われる場合に算定できる「往診料」と、在宅に定期的に訪問する場合に算定できる「在宅患者訪問診療料」とがある。
- 往診料は、診療上必要があると認められる場合に、患家の求めに応じて患家に赴き診療を行った場合に算定することを原則としているが、急病の発生時等については、患家以外に赴いた場合にも算定できる取り扱いとしている。
- 在宅患者訪問診療料は、在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して定期的に訪問を行った場合に算定できるものであり、その対象は、在宅への訪問に限られるものである。

4. 今国会に提出している障害者総合支援法改正案における医療的ケア児への支援策の内容について示すこと。

(答)

- 今国会に提出中の障害者総合支援法改正案において、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けることができるよう、地方自治体が保健、医療、福祉等の関係機関の連携体制を構築するよう努めることを規定している。

5. 医療的ケア児が義務教育を十分に受けられるよう、通学時や学校内において訪問看護及び居宅介護を利用できるようにしてほしいとの提案を実現するに当たり、貴省として課題と考えている点を幅広く示すこと。

(答)

- 通学時や学校内において医療的ケアを提供する事ができる看護師等を、学校の設置者等が確保することが必要。
- 必要な人員を学校内に配置することに比べ、看護師やヘルパーと児童が1対1で随時必要な喀痰吸引等医療行為を提供するサービスを個別に提供することは、限られた人的資源を効率的に活用する点からも望ましくない。
- ヘルパーが行える医療的ケアには限界（喀痰吸引及び経管栄養のみ）があるとともに、医療的ケアが提供可能なヘルパーの数が多くない。
- 通学時にサービスを利用する場合、別途、送迎バス等の移動手段を確保する必要がある。
- サービス利用時の費用負担の在り方について検討する必要がある。

※このほか、1. の論点にお示しした課題がある。

※なお、特別支援学校の保健室等において当該提案で想定されている医療提供を行う場合は医療法等において特段規制はないが、実際に行う際には安全・衛生面への配慮が必要と考える。